



# 島根県報

平成16年2月27日(金)  
号外第13号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 告示

島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部改正	(土木総務課)	1
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正	( " )	1
建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正	( " )	2

## 告 示

### 島根県告示第203号

島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成7年島根県告示第333号)の一部を次のように改正する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄田信義

第3条第6号ウ中「建設工事の種類が同一である」を削る。

第4条第4号中「の結果通知書」を「に係る総合評定値通知書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第3条、第4条及び第9条の規定は、平成16年3月1日以後に申請を行う経営事項審査について適用し、同日前に申請を行った経営事項審査については、なお従前の例による。

### 島根県告示第204号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)の一部を次のように改正する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄田信義

第3条第2号中「受けている」を「受けており、かつ、総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。)に係る通知の請求を行っている」に改める。

第6条第1項第4号中「の結果通知書」を「に係る総合評定値通知書」に改める。

様式第1号中「経営事項審査結果通知書」を「経営事項審査総合評定値通知書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第3条及び第6条第1項の規定は、平成

16年3月1日以後に申請を行う経営事項審査について適用し、同日前に申請を行った経営事項審査については、なお従前の例による。

島根県告示第205号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領（平成15年島根県告示第331号）の一部を次のように改正する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

第8条中「持参」を「提出」に改め、同条第3号中「第27条の27第1項」を「第27条の29第1項」に、「結果通知書」を「に係る総合評定値通知書」に、「経審結果通知書」を「経審総合評定値通知書」に改め、同条第4号中「経審結果通知書」を「経審総合評定値通知書」に、「おいて」を「において」に改め、同条第5号中「経審結果通知書」を「経審総合評定値通知書」に改める。

第10条中第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項第1号中「経審結果通知書」を「経審総合評定値通知書」に、「総合評点」を「総合評定値」に改める。

第18条中「経審結果通知書」を「経審総合評定値通知書」に改める。

様式第3号、様式第3号の2及び様式第5号中  
「所在地  
商号又は名称  
代表者」  
を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第8条、第15条第1項及び第18条の規定は、平成16年3月1日以後に申請を行う経営事項審査について適用し、同日前に申請を行った経営事項審査については、なお従前の例による。